

2 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 29 年 2 月 10 日 (金) 午後 1 時 30 分
と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、5 番 山内光興、
6 番 大久保秀幸、7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、9 番 森園秀一、10 番 田名部和義、
14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、17 番 林善嗣、18 番 下館敏、
19 番 籠田悦子

欠席した委員

11 番 古館傳之助、12 番 田中忠二、13 番 堰端治

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農地 G L) 寺沢智幸、農政 G L 村上司

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中野

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、7番 高橋勝男委員、14番 小笠原萬三委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

部会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村委員

木村から報告いたします。去る1月30日、田名部委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1ページ番号6番から資料2ページ番号11番まで調査をいたしましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

6番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためということです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、とうもろこしです。受人は65歳以上ですが、同居の妹が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、申請地は受人の自宅の隣地です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験15年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、耕運機を1台所有しています。

3条7番

続きまして、7番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。過去3年間における農地の取得・売却事例

ですが、受人は平成 27 年 12 月と平成 26 年 6 月に田を取得しております。申請地周囲の状況でございますが、通作距離 3 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化あり。休耕地・山林地あり。農業経験 20 年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男 2 人、女 5 人、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 2 人、女 2 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター 8 台、コンバイン、乾燥機、田植機を各 2 台所有しております。

3 条 8 番

続きまして、8 番ですが、これは八戸西スマートインターチェンジ整備事業で用地買収された残地部分を隣接地所有者が取得するというものです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与でございます。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためということです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離 300m。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験 40 年。地域農業への影響はなし。耕作道はありませんが、隣接している自己所有地を通行し市道に通じています。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男 2 人、女 2 人、うち農業専従者は男 2 人、女 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、乾燥機を各 3 台、トラック、管理機を各 2 台、コンバイン 1 台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。木村からは以上です。

田名部委員

続きまして、田名部から報告いたします。去る 1 月 30 日、市庁本館地下会議室におきまして、木村委員と調査してまいりましたので報告いたします。資料 2 ページをお開きください。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 9 番

9 番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労働力不足です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、たばこです。過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離 500m。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験 45 年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクターを 2 台、田植機、バインダー、散布機を各 1 台所有しております。

3 条 10 番

続きまして、10 番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望ということです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、きゅうり、丸いも、緑肥です。過去 3 年間に於ける農

地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離 15 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験 1 年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男 1 人、女 2 人、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は女 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、軽トラック、管理機、動力噴霧器を各 1 台ずつ購入予定ということです。

3 条 11 番

続きまして、11 番ですが、調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、実の姉と弟だということです。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、野菜、さくらんぼ、梨です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。過去 3 年間における農地の取得・売却事例ですが、渡人は平成 28 年 5 月に畑を売却しております。申請地周囲の状況でございますが、申請地は受人の自宅の隣地です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化あり。休耕地・山林地あり。農業経験 40 年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男 1 人、女 1 人、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、軽トラック、草刈機を各 1 台所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上であります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第 3
部会長

次に、日程第 3、議案第 6 号、平成 28 年度第 11 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、議案第 6 号、平成 28 年度第 11 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 7 件、使用貸借 3 件の計 10 件となっております
借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 5 名、貸し手 10 名で、利用権設定面積は 38,025 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番～
利用集積 2 番

番号 1 番、番号 2 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、2 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、番号 1 番が総額年間 700 円、番号 2 番が総額年間 1,900 円

	<p>でございます。</p>
利用集積 3 番	<p>番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 4 番	<p>番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 5 番	<p>番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 10,000 円でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 6 番	<p>番号 6 番、利用権の種類及び内容は、5 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 7 番	<p>番号 7 番、利用権の種類及び内容は、5 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 8 番	<p>番号 8 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 9 番	<p>番号 9 番、利用権の種類及び内容は、5 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 10 番	<p>番号 10 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>なお、番号 6 番から番号 10 番までは、公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。</p> <p>公告年月日は、平成 29 年 2 月 16 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本事案は承認することに決しました。</p>
日程第 4 部会長	<p>次に、日程第 4、議案第 7 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題と致します。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
菊谷技査	<p>事務局の菊谷から、議案第 7 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。</p> <p>今回の利用権設定件数は貸貸借 4 件、使用貸借 1 件となっております。</p> <p>借り手の人数につきましては 2 名で、利用権設定面積は 26,996 m²でございます。</p> <p>左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。</p>

貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定する者を掲載しております。

その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

今回の案件は、先程の議案の農用地利用集積計画番号6番から番号10番に関連する案件でございます。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番～
配分計画4番

番号1番から番号4番につきましては、同一の借り手による利用権の設定となるものでございます。利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、番号1番、番号2番、番号4番が10年間、番号3番が5年間賃貸借するもので、賃借料は、全て10a当たり年間5,000円でございます。借り手の決定理由は、当該農地を希望した唯一の借り手であるためでございます。

配分計画5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見の無い旨、八戸市長に回答します。

日程第5
部会長

次に、日程第5、議案第8号、八戸市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、議案第8号、八戸市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正についてをご説明いたします。

まず、農地移動適正化あっせん基準ですが、農業委員会が行う農業振興地域内の農地等の権利移動のあっせんの際の基準を、農地移動適正化あっせん事業実施要領により定めたものでございます。

改正理由につきましては、2015年農林業センサスの調査結果が公表されたこと、また八戸市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、基本構想の見直しにあたっては、八戸市長から意見を求められ、昨年10月

の農政部会で意見なしと回答しております。基本構想につきましては、お手元にお配りしておりますので、ご確認ください。

それでは内容を説明いたします。資料7ページの新旧対照表をご覧ください。

表中の右側が現行、左側が改正後となっております、それぞれを対比し、改正箇所を下線で示しております。

まず、別表第1の基準面積でございますが、市内の農地面積を農家戸数で割った平均規模面積を下回らないように定めることとされております。現在の基準面積は2010年農林業センサスを基に算出したものでございますが、改正後の基準面積の数値につきましては、2015年農林業センサスの調査結果を基に再計算した結果となっております。算定基準となる八戸市の農地面積は237,400aで、これを八戸市内の農家戸数2,727で割りますと平均規模面積は87.06aとなります。これを下回らない面積となるように88aに改正するものでございます。

次に、別表第2の経営規模拡大目標面積でございますが、本年1月に八戸市が農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を変更したことを受けて、整合性を図るために改正するものでございます。

なお、この八戸市農地移動適正化あっせん基準細則につきましては、本部会の承認が得られた後、青森県に申請し、承認を得てからの適用となりますのでお知らせします。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

部会長

次に、日程第6、報告第7号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の1月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料9ページ番号1番から資料13ページ番号13番までの計13件となっており、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号10番が希望有り、その外は無しとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7、日程第8
部会長

次に、日程第7、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

田中主事

事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の1月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条届出1番

番号1番、転用目的は宅地分譲でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出1番～3番

番号1番、2番、3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出4番

番号4番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出5番

番号5番、転用目的は店舗兼住宅1棟建築でございます。

5条届出6番

番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条届出7番

番号7番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出8番

番号8番、転用目的は住宅2棟建築でございます。

5条届出9番

番号9番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出10番

番号10番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出11番

番号11番、転用目的は店舗兼住宅3棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 9 部会長	次に、日程第 9、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題と致します。事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里から、ご報告いたします。資料の 21 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18条1番～3番	番号 1 番から 3 番につきましては、何れも農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。
18条4番～5番	番号 4 番、5 番につきましては、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。 通知年月日は、平成 29 年 2 月 15 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 10 部会長	次に、日程第 10、報告第 11 号、農地改良届出についてを議題と致します。事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里から、ご報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出 1 番	番号 1 番、着工年月日は平成 29 年 1 月 13 日で、使用した土の採取場所は、八戸市大字櫛引字矢崎沢地内でございます。 届出年月日、受理年月日は、平成 29 年 1 月 13 日でございます。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
部会長	以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉

会致します。

(閉会 14 時 00 分)